

東振商第21-338号

平成21年9月25日

東京都市区長会

会 長 黒須 隆一 殿

社団法人 東京都自動車整備振興会
会 長 坂本 浅喜與

東京都自動車整備商工組合
理事長 坂本 浅喜與

「軽自動車納税事務オンライン化」に係る要望について

拝啓 秋涼の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、自動車整備事業に対する深いご理解と格別なご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

当会では、都民の利便向上を図るため、軽自動車納税事務オンライン化についての要望を平成12年度より毎年、都議会自民党へ提出しております。

本要望に対し、総務局からは「軽自動車税は区市町村において課税する税であるので、区市町村からの求めがあれば、地方税法上の問題を含め、適正な助言に努める」旨の回答をいただいております。

つきましては、国民負担の軽減並びに軽自動車の車検時にユーザーに代わって納税確認事務を代行している整備工場の現状を考慮していただき、当会の要望について、特段のお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

要望事項 軽自動車納税事務オンライン化を早急に制度化されたい。

(理由) 自動車税の納税事務については、すでにオンライン化(電子処理化)され、各税事務所においても納税証明書の発行を受けることができ、都民の利便が確保されている。しかし、軽自動車税については、その納税窓口が区市町村であるため、当該軽自動車の所轄市町村でないと納税証明書の発行を受けることが出来ない。

については、都民の利便向上を図るため各区市町村と軽自動車検査協会間のオンライン化を早急に制度化し、検査協会等のいずれの窓口でも納税証明書の発行等、納税事務が行い得るよう措置されたい。